1974

昭和49年

1974（昭和49年）	1月	**市役所機構改編に伴い、議会事務局を「部」相当の組織とする**
	12月	歴史民俗資料館オープン
1975（昭和50年）	4月	沼津方式による ごみの分別収集開始 27
	6月	**常任委員会を改組改称**（総務経済・文教消防・民生病院・建設水道）
1977（昭和52年）	12月	沼津夜間救急医療センターを設置
1978（昭和53年）	8月	**沼津市議会解散に関する決議案を否決** 28
1980（昭和55年）	3月	屋内温水プールオープン
	12月	青少年健全育成都市宣言
1981（昭和56年）	3月	国勢調査の結果、人口が20万人を超える

27 全国初！ごみの分別収集「沼津方式」開始

全国に先駆け、資源化によりごみの減量を図る「沼津方式」となる、もえるごみ・埋立ごみ・資源ごみの３分別収集が市民参加により開始された。

ぬまづ議会だより

議会解散 決議案を否決

賛成26・反対13で

沼津市議会解散に関する決議案

地方公共団体の議会の解散に関する特例法（昭和40年6月3日法律第113号）に則り、沼津市議会を解散するものとする。

上記決議する。

提案説明

本定例市議会は、長期間にわたり市政に重大な混乱と迷惑を与えるとともに市民の不信を招くところとなっている。その責任を痛感した井手市長は議会に退職の申し出を行ったが、市政浄化と市民のための市政運営を振り市民の強い期待に応えるため、この際、議会も自主的に解散し、市民の信頼を回復しようとするものであります。

地方公共団体の議会の解散に関する特例法に基づき、上記の議会解散に関する決議案が25人の議員から発案され、5議員の討論が行われた後、記名投票で表決を行った結果賛成26、反対13で所定の5分の4以上に達せず否決されました。

賛成討論

① 市議会は今年1月以来、市元職員の不正事件の究明と市長責任を追及してきましたが、その間いろいろな要因があったとは言え、市政が停滞してきたことは事実であり、結局は去る11日に市長の退職表明を見たところであります。50有余年のわが沼津市政にあって今日の事態はまさに重大局面であり、これをいかにして乗り切っていくか、その選択を誤ると将来に禍根を残すことは明らかです。永遠に続く沼津市政の栄光を求める中でいま市民が議会に何を要求しているかを考えた時、この際議員全員一致で自主解散を実現して市民の信を問い、人心の一新を図ったうえ、一から出直しをすることこそ肝要であり、市政への信頼を取り戻す第一歩であると確信します。明日の沼津のために新たなるスタート台に議員全員でつこうではありませんか。

▲ 議会解散決議案の投票風景

賛成討論

② 6月定例市議会は、会期を延引すること5回に及び55日間を費やし、市政に重大な混乱と迷惑を与えるとともに市民の不信を招くところとなりました。その重大な責任を痛感した市長は、議長に退職の申し出を行いましたが、市政浄化と市民のための市政運営を振り市民の期待に応えるため、この際議会も自主的に解散し出直しをすることによって市民の信頼を回復し、明るい市政を樹立することが、いまや市民の選良である議員の責務であると考えます。この市民の声を真剣に受け止め、本案に賛成します。

賛成討論

③ 私たち議員は、本年1月、職員の汚職という不祥事件が発覚以来、今日に至るまで市政を揺り動かす諸悪の根源について、徹底したメスを入れ再びかような事件の発生を防止するとともに、今日まで議会と世論が機会あるごと指摘してきた職員の綱紀粛正はもちろん、請負契約に対する疑惑、又は業者との癒着等々を解明し、これに対応した公正にして清潔な市政を作り上げていくことが、議会に課せられた最も緊急かつ重大な問題として取り組んできました。しかるに誠に遺憾ながら市長をはじめ、当局の基本的認識並びに姿勢と私たちの考えとの間に、随所に意思の噛み合いができず、今日まで延々と議会は混乱と停滞を続け20万市民の市政に対する不信と失望をつのらせた結果になったことは、誠に市民に対し申し訳ない遺憾に存じます。市長は11日、この責任の上に立って辞任する決意を表明されました。沼津市にとってまさにこの重大な時期に当たり市民はもとより行政と議会の立場とか、あるいは互いの主張の善悪等の議論は無用で、議会も出直すことにより清新にしてはつらつとした市政を一日も早く取り戻してもらいたいと希求しております。我々議員一同が、このような沼津市議会の置かれた立場を真剣に考察しなければなりません。20万市民が期待するところの議会活動が十分発揮できるよう、議員一同自重自戒しなければならないと思います。それは自主解散により出直すべきであります。公共のための奉仕を忘れることなく、県下でも屈指、田方郡中伊豆町、熱海郡湯河原町、島田市、清水市などが条例を制定している。

（6）

28 議会解散決議案を否決

当時の井手敏彦市長が市政の混乱等の責任を取り、辞任を表明した。これを受け、議会も自主的に解散し市民の信頼を回復しようと、地方公共団体の議会の解散に関する特例法に基づき沼津市議会解散に関する決議案が議員発議により提出されたが、賛成26・反対13で所定の5分の4に達せず否決した。

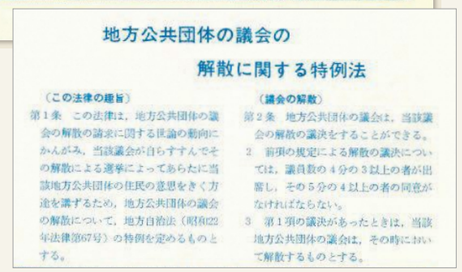

地方公共団体の議会の解散に関する特例法

（この法律の趣旨）

第1条　この法律は、地方公共団体の議会の解散の請求に関する世論の動向にかんがみ、当該議会が自らすすんでその解散による選挙によってあらたに当該地方公共団体の住民の意思をきく方途を講ずるため、地方公共団体の議会の解散について、地方自治法（昭和22年法律第67号）の特例を定めるものとする。

（議会の解散）

第2条　地方公共団体の議会は、当該議会の解散の議決をすることができる。

2　前項の規定による解散の議決については、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意がなければならない。

3　第1項の議決があったときは、当該地方公共団体の議会は、その時において解散するものとする。

	10月	**沼津市議会議員の定数減少条例を制定** 29（議員定数を法定の44人から条例で40人に）
1982（昭和57年）	7月	市民文化センターオープン
	12月	**議員発議により沼津市議会議員及び沼津市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例を制定** 30

世の中の出来事

- 1975（昭和50）年　ベトナム戦争終結
- 1976（昭和51）年　中国で天安門事件発生
- 1978（昭和53）年　新東京国際空港（成田空港）開港
- 1980（昭和55）年　イラン・イラク戦争勃発
- 1982（昭和57）年　東北・上越新幹線開業

1982

昭和57年

議会だより

議員定数減少条例を賛成多数で可決

29 議員定数減少条例を賛成多数で可決、制定

昭和55年国勢調査による沼津市の人口は203,695人となり、議会議員の法定定数は44人となったが、法定定数より4人減らし40人とする条例案を賛成多数で可決した。

ポスター掲示場の公営化を

沼津市議会 23日に条例提案へ

【沼津】沼津市議会の議会運営委員会が十五日開かれ、二十三日開会予定の臨時市議会に、議員発議（共産党を除く）で、「沼津市議、および市長の選挙に関するポスター掲示場に関する条例」（仮称）を提案することが決まった。

最近、市町村議選レベルのポスター掲示公営化に踏み切るところが増え、県下でも屈指、田方郡中伊豆町、熱海郡湯河原町、島田市、清水市などが条例を制定している。

沼津市でも来春の統一地方選に向けて、公営化への模索が続けられていた。

議選の背景にあるが、同市では公選法一四四条二の八項に基づいて、市が各投票区ごとに区公営ポスター掲示場を設ける。衆参両議選挙の場合、三百六十二カ所となっているが、市議選もこれに準じた設置個所にする考えだという。

これに対し、共産党は「密室の一部の公費を持つことは行政に反対する」と反対の考えを明らかにしている。

同市では市議選などの度に、多数のポスターが街にあふれ、美観や、後始末の問題が取りざたされていた。しかし、厳しい規制をもくろんだ今回の動きに対し、議会内の一部には「公営掲示場のほかに、限られた十二百枚のポスターが自由に張れる同条の四を適用したら」と疑心暗鬼の声も強かった。

30 議員及び市長の選挙ポスター掲示場の公営化

昭和57（1982）年12月23日に議員請求により臨時市議会が開催され、公職選挙法第144条の2第8項の規定に基づく沼津市議会議員及び沼津市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例案が議員10人から提出され、賛成多数で可決した。

昭和57（1982）年12月16日 静岡新聞